

地域を支える産業の振興

4 水島港の整備促進

提案先省庁	国土交通省
-------	-------

提案事項

(1) 新高梁川橋梁の整備促進

物流コスト削減と水島・玉島両地区の連携強化を図るため、生産拠点（水島地区）と物流拠点（玉島地区）をダイレクトに結ぶ、新高梁川橋梁の平成28年度供用開始に向けて整備促進を図ること。

(2) 国際バルク戦略港湾としての整備促進

水島港全体の効率的な連携を図り、国内企業の国際競争力を強化するため、ポストパナマックス船等による穀物の一括大量輸送に対応した港湾整備と、備讃瀬戸航路の航行環境改善を図ること。

(3) 玉島東航路の整備促進

東南アジア向け国際コンテナ貨物の増大と貨物船の大型化に対応するため、玉島東航路の水深12m化に向けて整備促進を図ること。

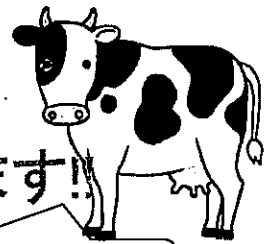
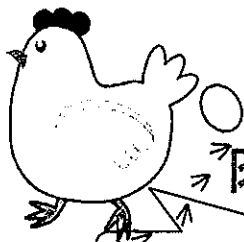
(提案の理由)

現状

- 水島港の背後には、我が国の基幹産業を代表する大企業群が集積し、国内屈指の生産流通拠点を形成しており、製造品出荷額は約4兆円で本県の約5割を占めている。また、水島港の平成25年取扱貨物量が全国第10位で8,452万トン、コンテナ取扱貨物量が全国第15位で166千TEU、穀物（とうもろこし・大豆）取扱量が全国3位で193万トンとなっている。

課題

- 生産拠点の水島地区と物流拠点の玉島地区が高梁川で隔てられ両地区から発生する貨物と生活交通とが既存の橋梁に集中し、周辺道路を含め激しい渋滞が生じている。
- 穀物では、ポストパナマックス船（10万トン級）の減載配船、パナマックス船（7万トン級）の満載配船を目指しているが、現状は、水島地区の航路水深不足により、パナマックス船が減載して入港している。また、平成29年に玉島地区において、新たな食料コンビナートが立地操業することとなったが、原料の供給に必要な岸壁が整備されておらず、航路も水深不足でパナマックス船が満載で航行できない。
- 東南アジア向けのコンテナ船の航行に必要な航路として水深12m、幅300mが必要であるが、現状は水深10m、幅が250mに留まっている。



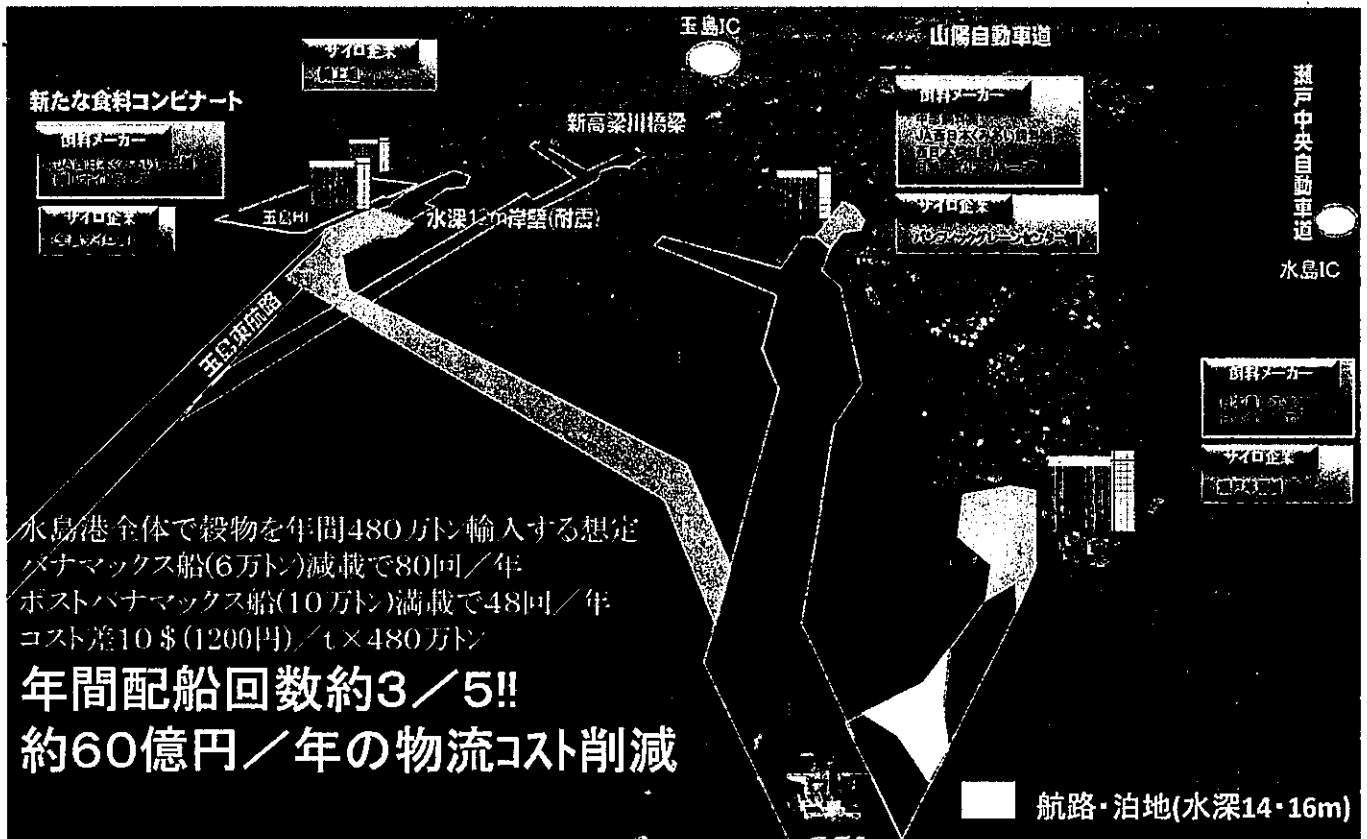
安くて・うまくて・安全な
肉と卵と牛乳の安定供給を担います!!

養鶏用配合飼料生産
近畿中四国の生産量の約5割(全国第5位)

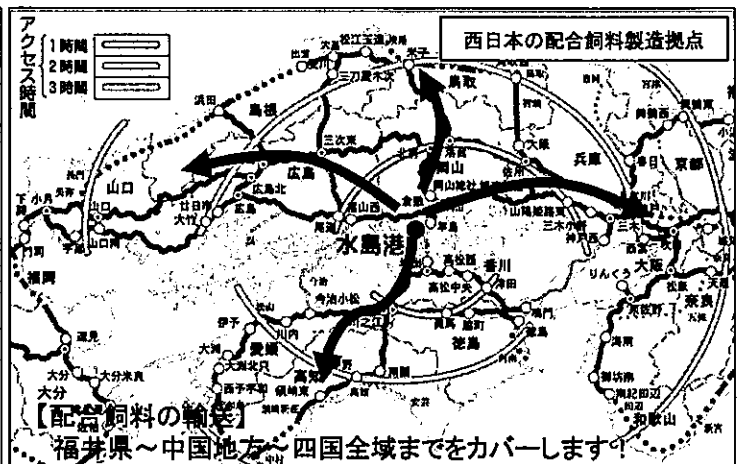
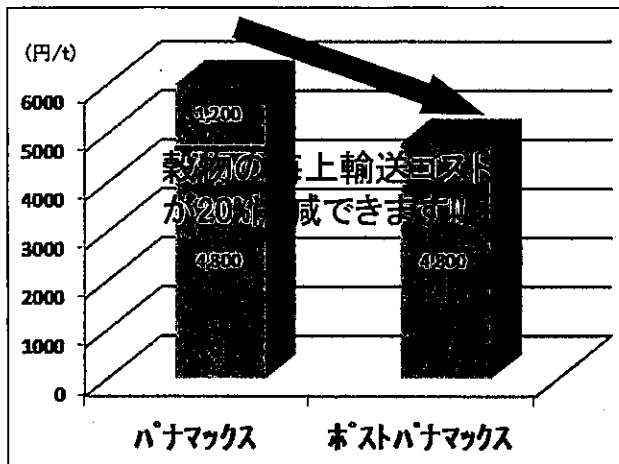
乳牛用配合飼料生産
近畿中四国の生産量の約7割(全国第4位)

配合飼料生産量近畿・中四国で第一位

国際バルク戦略港湾である水島港の玉島ハーバーアイランドに新たな食料コンビナートが立地し、既存の企業群と連携し、西日本広域に配合飼料をより安く供給します。

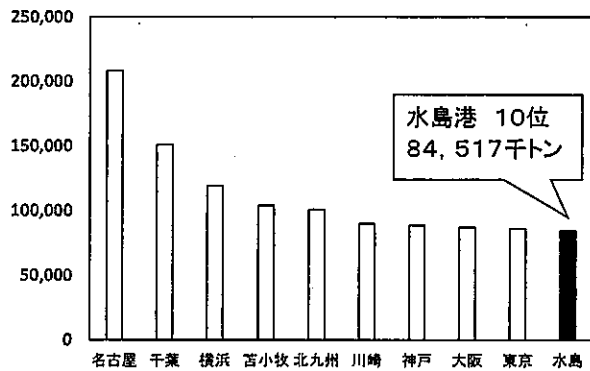


配合飼料の安定供給を担う拠点化を通じて、
そのメリットを最大限活かした新たな企業集積を!!

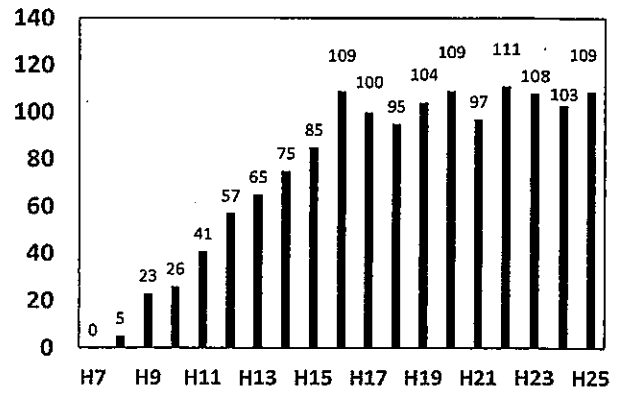


【参考】

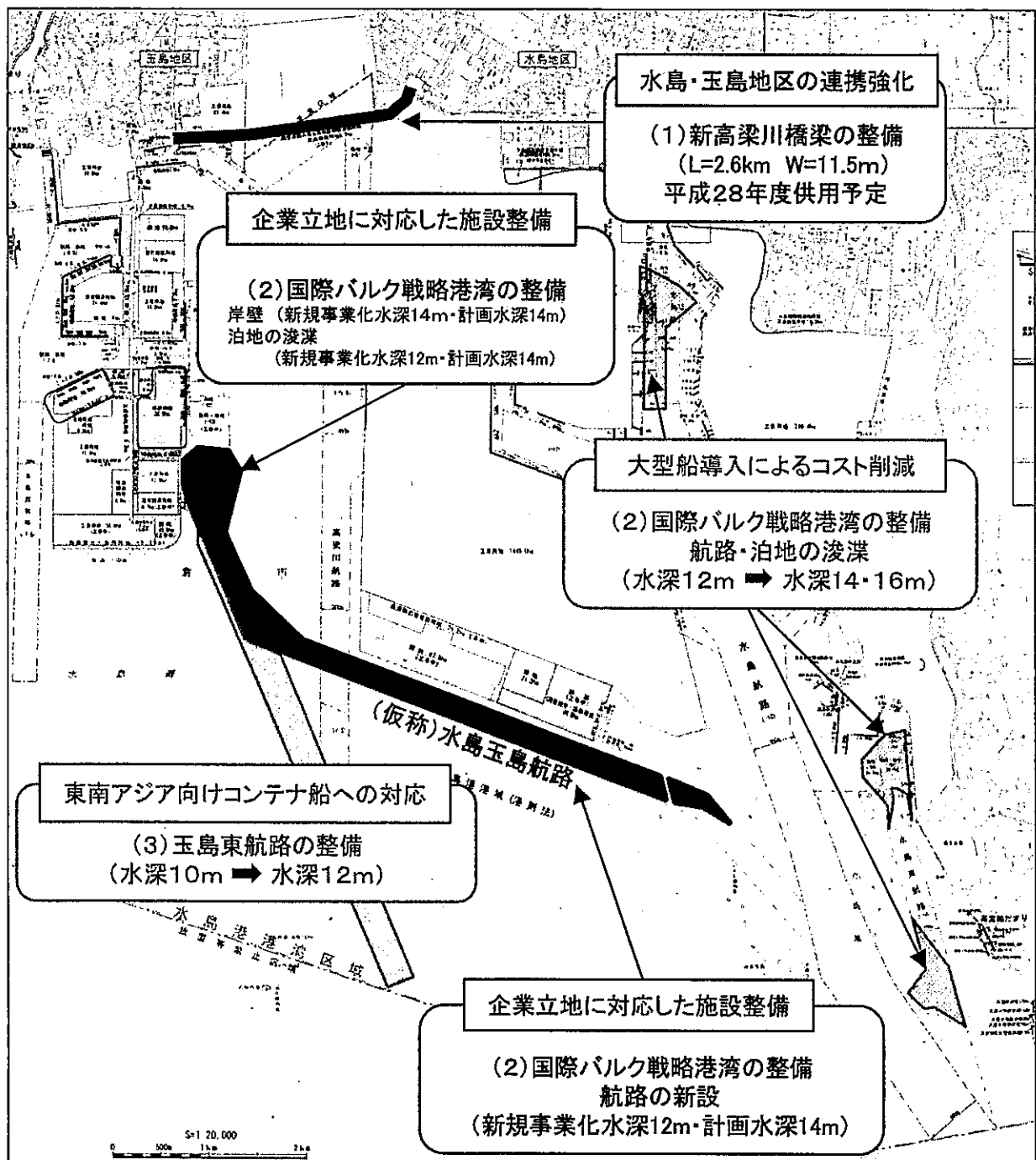
H25年全国港湾の総取扱貨物量(単位：千ト)



水島港の外資コンテナ取扱貨物量(単位：千TEU)



事業位置図



5 瀬戸内法に基づく許可手続きの見直し

提案先省庁	環境省
-------	-----

提案事項

瀬戸内海沿岸域での事業活動において、過剰な規制と考えられる瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可手続きを緩和し、他の閉鎖性海域の沿岸域と同等の事業活動環境とすること。

(提案の理由)

現状

- 瀬戸内海の流域では、水質汚濁防止法に基づく特定施設を設置する工場・事業場のうち、最大排水量が50m³/日以上のもは、瀬戸内海環境保全特別措置法（以下「瀬戸内法」という。）に基づき、特定施設等の設置・変更を行う場合はあらかじめ許可が必要であり、その手続の際には、事前に周辺水域の水質影響評価を行うことや申請後3週間の告示縦覧を行うことが定められており、事業者に大きな負担と時間的制約がかかっている。
- これについては、瀬戸内海が国立公園に指定された豊かな海であることや、過去において、赤潮の発生や水質汚濁が進んだことを契機に瀬戸内法が制定されたという経緯があるものの、現時点において、瀬戸内海より環境基準の達成率が低い閉鎖性海域（東京湾、伊勢湾等）では、このような許可手続は行われておらず、瀬戸内地域の事業活動を迅速かつ円滑に行う上で、大きな障害となっている。
- 瀬戸内海では、東京湾及び伊勢湾と同様に、5年ごとに水質総量削減計画が策定され、また、個別の事業場に対しては総量規制基準が適用されており、これらの制度により水質保全の目的は、達成可能である。

課題

- 現状では、間接冷却水を増加させる場合に既存の排水口ではなく新設の排水口から排出するというだけで、また、排水口における水量水質に全く変更がなくても特定施設を更新するだけで、事前の水質影響評価や申請後3週間の告示縦覧が必要であるなど、極めて不合理な制度となっており、地域の事業活動を妨げる要因となっているので、事前の水質影響評価及び申請後の告示縦覧は、特定施設の設置の場合であっても汚濁負荷量の増加がある場合に限定するべきである。

6 地域高規格道路及び直轄国道の整備促進

提案先省庁	国土交通省
-------	-------

提案事項

高速道路の整備効果を県内地域に波及させるためには、高速道路を補完する地域高規格道路や直轄国道の整備が必要である。

(1) 地域高規格道路の整備促進

- ① 倉敷福山道路（国直轄）
 - ・ 国道2号倉敷立体（片島町～ふなお船穂町船穂間）の4車線化の整備促進
 - ・ 国道2号玉島・笠岡道路（Ⅱ期）の整備促進
 - ・ 国道2号笠岡バイパスの整備促進
 - ・ 国道2号福山道路（笠岡市茂平～広島県福山市瀬戸町間）の早期事業化
- ② 空港津山道路（国直轄）
 - ・ 国道53号津山南道路の整備促進
 - ・ 岡山市北区菅野～岡山市北区御津宇垣間みつうがきの早期事業化
 - ・ 岡山市北区御津宇垣～美咲町打穴中間うたのなかの事業化に向けた調査検討
- ③ 岡山環状道路（国直轄・岡山市）
 - ・ 岡山環状南道路の整備促進
- ④ 美作岡山道路（県・岡山市）
 - ・ 瀬戸JCT～吉井IC間の整備促進のための予算確保
- ⑤ 北条湯原道路（県）はつわしもながた
 - ・ 国道313号初和下長田道路の整備促進のための予算確保

(2) 直轄国道の整備促進

- ・ 国道180号総社・一宮バイパスの整備促進

(提案の理由)

現状

- 本県は、山陽自動車道や瀬戸中央自動車道など縦横に延びる高速道路網をはじめ、陸海空の交通基盤が充実した地域であるが、県北と県南など地域間の連携強化や広域交通拠点へのアクセス向上等により産業の振興を推進するための道路整備が遅れている。
- 県南都市部の幹線道路では、慢性的な渋滞が発生しており、産業活動等に支障をきたしている。

課題

- 空港・港湾へのアクセス向上、広域交流の拡大や地域連携の促進、環状道路による都市内交通の円滑化のため、幹線道路ネットワークを形成する地域高規格道路や直轄国道の早急な整備が必要である。

7 高速自動車国道の整備促進

提案先省庁	国土交通省
-------	-------

提案事項

中四国の連携を強化し、災害に強い国土構造を構築するため、中国横断自動車道岡山米子線の賀陽IC～北房JCT間、蒜山IC～米子IC間の早期4車線化を図ること。

(提案の理由)

現状

- 岡山米子線は、日本海～瀬戸内海～太平洋までの三海二山を結び中四国の連携強化に重要な役割を担う路線の一部であり、平成9年に暫定2車線で全線開通した。その後、順次4車線化が進められてきたが、賀陽IC～北房JCT間、蒜山IC～米子IC間は暫定2車線のままであり、安全性、定時性、高速性の確保と防災・減災面で問題がある。
- 平成23年12月12日に、賀陽IC～有漢IC間の暫定2車線区間において、3名の方が亡くなる正面衝突事故が発生し、同区間上下線が約5時間半にわたり通行止めとなった。さらに、平成24年7月の集中豪雨では、有漢IC～北房JCT間の暫定2車線区間において、法面が約50mにわたり崩壊したため、約4日間全面通行止めとなった。

課題

- 暫定2車線区間は、4車線区間に比べ、交通事故等があった場合は重大事故につながる可能性が高く、事故処理等により上下線とも全面通行止めになる可能性が高いことから、4車線化による安全性の向上や円滑な交通の確保が必要である。
- 東日本大震災の際は、復旧工事を交互通行規制とせざるを得ないため、輸送効率が低下するとともに復旧工事のスピードに影響を与えたことが明らかとなっており、今後発生が懸念されている南海トラフの巨大地震に備え、強さとしなやかさを持った強靱な国土構造を構築するためにも、岡山米子線を含む高速道路の4車線化ネットワークが必要である。

【参考】

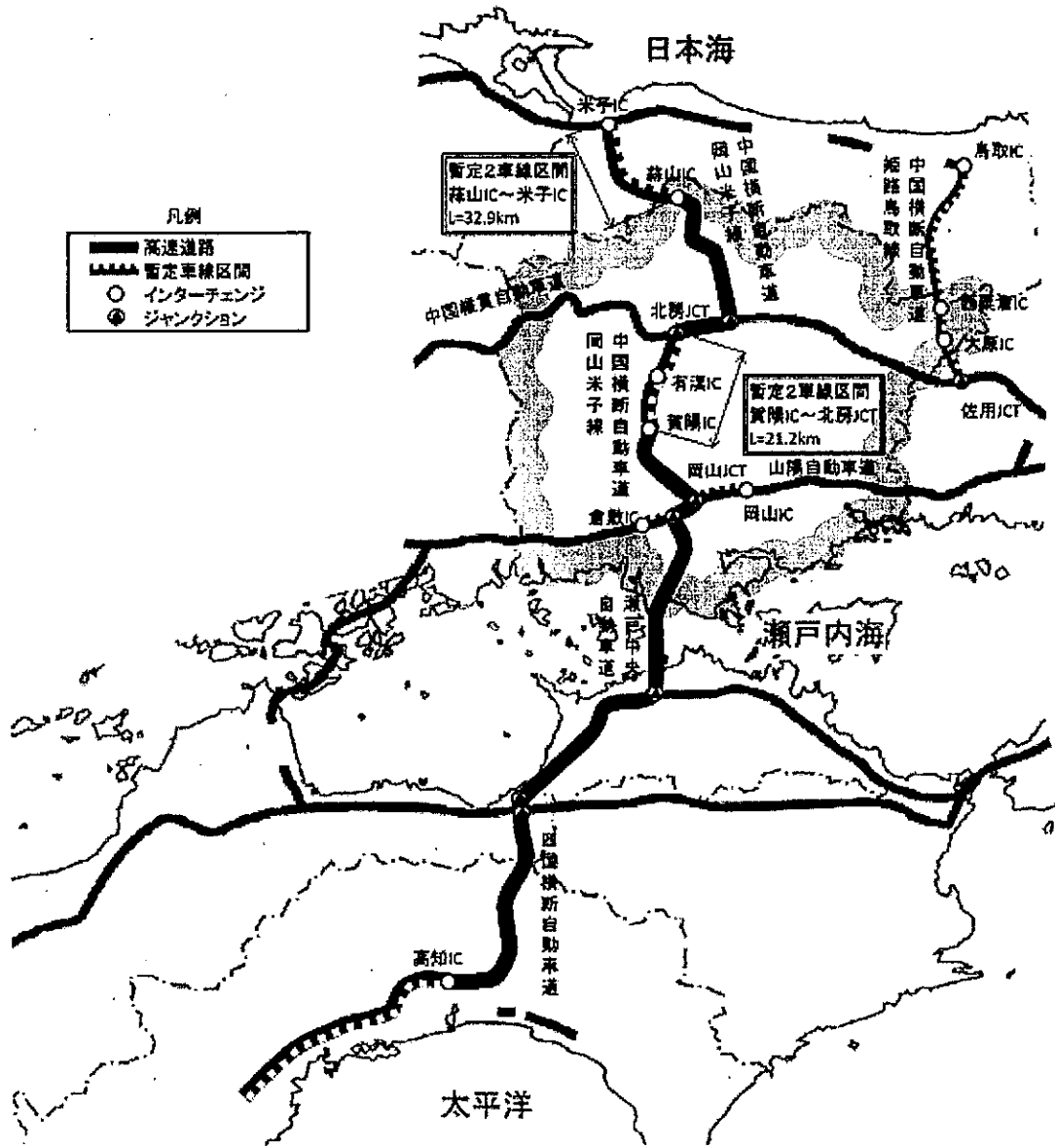
○ 岡山米子線（暫定2車線区間）の年度別日平均交通量（単位：台/日）

区間	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
賀陽IC～有漢IC	8,300	10,100	12,100*1	10,800*1	10,300	10,500	9,500*2
蒜山IC～江府IC	7,300	8,700	9,000	8,500	8,500	8,700	7,700*2

*1：H22.6～H23.6は岡山JCT～北房JCT間において無料化社会実験が行われている

*2：H26.4～高速道路の料金割引が縮小されたため全国的に交通量は減少している

県内の高速道路の整備状況



暫定2車線区間の死亡事故発生事例

(平成23年12月12日(月)午後2時45分ごろ 岡山米子線(賀陽IC~有漢IC))

○岡山米子線の対面通行区間で、中型トラックと軽乗用車が正面衝突し、3人が死亡した。この事故の影響で賀陽IC~有漢IC間の上下線が約5時間半にわたり、通行止めとなった。



岡山県警高速隊提供

8 地域中小企業応援ファンドの継続

提案先省庁	中小企業庁
-------	-------

提案事項

地域における中小企業の新事業展開を支援するため、地域中小企業応援ファンド（スタート・アップ応援型）を継続的に実施すること。 **新規**

（提案の理由）

現状

- 地域中小企業応援ファンドは、地域資源などを活用した中小企業の新事業展開を支援することを目的として創設され、現在、40都道府県に中小企業基盤整備機構からの貸付金を活用した基金が造成されている。
- 中小企業基盤整備機構からの貸付期間は、10年間となっている。

課題

- ファンド事業は、中小企業・小規模事業者の新技术・新製品の開発や販路開拓等を幅広く支援しており、中小企業支援施策の柱となっている。
事業が終了した場合、中小企業支援が大きく後退する上、地方創生が目指す「しごと」づくりを通じた産業振興と雇用創出が困難となることから、実施期間の延長や基金の積み増しなど中長期的観点に立った取組が必要である。

【参考】

（本県における地域中小企業応援ファンドの概要）

- ・平成20年3月、中小企業基盤整備機構の無利子貸付（40億円）と本県負担分（10億円）を合わせて、岡山県産業振興財団に基金を造成し、運用益で、県内中小企業の研究開発や販路開拓等を助成している。
- ・本県においては、平成20年度から、毎年約30件、1億円程度を助成している。
- ・平成30年3月、中小企業基盤整備機構へ貸付金40億円を返済しなければならない。

9 農林水産物等に対する鳥獣被害防止対策等の充実・強化

提案先省庁 農林水産省、環境省

提案事項

(1) 農林水産物に対する鳥獣被害防止対策の充実・強化

鳥獣による農林水産被害は広域化・深刻化していることから、地域の実情に応じた総合的・計画的な被害防止対策を講じるため、積極的な支援を図ること。

- ① 鳥獣被害防止総合対策交付金については、引き続き、地域の被害実態を踏まえた財源の安定確保を図ること。
- ② 捕獲事業を都道府県、市町村及び関係団体の意見を十分に聞いた上で、充実させるとともに、被害低減に効果を発揮できる制度設計に努めること。

(提案の理由)

現状

- イノシシ、ニホンジカ、カワウなど野生鳥獣による農作物等への被害は、経済的損失も大きく、生産意欲の減退につながるなど深刻な状況となっている。
- 国庫・単県事業を活用して防護柵の設置など被害防止対策を実施するとともに、有害鳥獣の許可捕獲の促進を図っているが、地域の要望に対し十分充足できていない。
- 有害鳥獣の捕獲は、市町村が地域の駆除班等に捕獲を許可し、県は、活動費や捕獲奨励金の補助等により支援をしている。

課題

- それぞれの地域の被害実態に応じ、今後とも、防護対策と捕獲対策を組み合わせ、総合的かつ計画的に被害防止対策に取り組む必要がある。
- 平成27年度から鳥獣被害防止総合対策交付金に捕獲活動支援対策が加わったが、予算額は前年と同額の95億円で、予算措置が十分ではない。
- 国の捕獲強化対策では、生息数の半減に重点が置かれ、防護による農林水産物の被害防止対策が後退する懸念がある。

【参考】

○ 有害鳥獣による農林水産被害額 (単位：千円)

区分	H10	H15	H20	H22	H23	H24	H25	H26
イノシシ	218,890	240,471	139,736	177,989	156,958	142,374	146,884	158,638
シカ	24,092	51,557	39,192	83,614	106,580	83,244	88,325	80,948
その他鳥獣	254,470	188,113	198,475	205,069	186,574	156,946	159,609	146,724
計	497,452	480,141	377,403	466,672	450,112	382,564	394,818	386,310

提案事項

- (2) 野生鳥獣に対する保護及び管理対策の充実並びに狩猟者確保の促進
- ① 県域を越えて広域的に分布する野生鳥獣について、生息数や分布状況、行動範囲等を把握した上で早期に広域保護指針及び広域管理指針を策定し、個体群又は行動範囲全体を対象として、広域で連携して保護及び管理対策を行う体制を確立すること。
 - ② 野生鳥獣の捕獲の担い手となる狩猟者数が不足していることから、有効な確保対策を講じること。
 - ③ 地域の実情に応じて鳥獣の効果的な捕獲を促進することができるよう、指定管理鳥獣捕獲等事業に係る交付金の柔軟な運用を可能にするとともに、鳥獣保護法の改正に伴い、新たに県が行うこととされた事務に関して、必要な予算措置を講じること。 **一部新規**

(提案の理由)

現状

- ツキノワグマやカワウなど県境を越えて広域に分布・移動する野生鳥獣の保護及び管理対策については、県レベルでは十分な効果をあげることは困難である。
- 東中国地域に生息するツキノワグマは、環境省のレッドリストに「絶滅のおそれのある地域個体群」と位置付けられており、本県では、平成12年度から保護管理計画を策定し、狩猟を禁止するなど保護の取組を進めてきているが、近年、農作物への食害や、人の生活圏への出没など地元住民とのあつれきが生じている。
- 近年、わな猟については狩猟者登録者数が増加しているものの、狩猟者全体の高齢化・減少傾向は続いており、野生鳥獣の適切な管理に支障を来すことが懸念される。
このため、県においても、狩猟免許試験の受験機会の拡大やフォーラムの開催など、狩猟者の確保に取り組んでいるところである。
- 国においては、今後10年間で全国のシカ・イノシシを半減することを目標に、鳥獣保護法を改正して認定鳥獣捕獲等事業者及び指定管理鳥獣捕獲等事業等の制度を創設し、指定管理鳥獣捕獲等事業に関しては、都道府県への交付金制度が設けられた。

課題

- 東中国地域のツキノワグマなど、県境を越えて生息する野生鳥獣については、広域的な生息数や分布状況、行動範囲等を把握した上で、個体群又は生活範囲全体を対象として広域で連携して保護及び管理対策を行う必要がある。
- 狩猟者の確保を図るため、狩猟の意義や魅力、必要な知識に関して幅広く普及啓発するなど、有効な対策が求められる。
- シカ・イノシシを半減する目標を達成するためには、捕獲数を倍増する必要がある、より効果的に捕獲を推進する必要がある。このため、指定管理鳥獣捕獲等事業以外への適用を含め、地域の実情に応じて交付金を活用できるよう、柔軟な対応が求められる。

9 農林水産物等に対する鳥獣被害防止対策等の充実・強化

【参考】

○ 岡山県におけるツキノワグマ出没状況

(単位：件)

年度	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
件数	46	14	40	25	105	21	83	48	44	28	199	79	56	61	98

○ 岡山県における新規狩猟免許取得者の状況

(単位：件)

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
網 獵	2	0	5	1	2	6	8	8
わな獵	104	92	181	153	315	213	249	325
第1種銃獵	77	55	46	37	67	51	93	110
第2種銃獵	9	2	8	9	2	5	14	9
合 計	192	149	240	200	386	275	364	452

○ 岡山県における狩猟者登録の状況

(単位：件)

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
網 獵	15	13	20	19	19	15	19	22
わな獵	1,534	1,537	1,624	1,687	1,846	1,929	2,024	2,175
第1種銃獵	2,907	2,778	2,662	2,455	2,330	2,168	2,024	1,947
第2種銃獵	90	86	85	96	93	93	106	113
合 計	4,546	4,414	4,391	4,257	4,288	4,205	4,173	4,257

10 高病原性鳥インフルエンザ防疫指針等の見直し

提案先省庁	農林水産省
-------	-------

提案事項

岡山県笠岡市で発生した高病原性鳥インフルエンザを教訓に、県では防疫対応の更なる強化に取り組んでいるが、国においても、大規模農場が増加していることも想定し、よりの確な防疫措置が可能となるよう、高病原性鳥インフルエンザに関する防疫指針やその運用を実態に応じて見直すこと。 **新規**

(提案の理由)

現状

- 養鶏場は年々大規模化が進んでおり、発生農場や疫学関連農場等における殺処分や焼埋却作業が膨大になっている。
- 岡山県の事例では、約20万羽の防疫措置に、昼夜を問わず24時間体制で延べ6千人以上で実施したが、完了までに8日間と国の指針を大幅に超過する処理日数を要した。
- 現行指針では、疑似患畜は、飼養規模にかかわらず農場単位とされている。
- 今回、早期通報により、発生鶏舎以外の鶏の検査結果は全て陰性であったが、指針に基づき、疑似患畜として全ての鶏舎の鶏を殺処分しており、この作業を短時間で実施するために膨大な労力を要した。
- 現在、岡山県では、今回の事例を踏まえ、県本部や現地対策本部体制の見直し、外部団体との協力内容の見直しなど危機管理体制の強化を図るとともに、発生農場からの正確な情報を迅速に伝える情報伝達ルート確立、大規模農場の個別シミュレーション作成などにより、具体的な防疫対応の強化に取り組んでいる。

課題

- 国の指針では、農場の規模にかかわらず、24時間以内に殺処分、72時間以内に焼埋却とされているが、防疫作業を計画的に進めるためには、実態に応じた時間設定が可能となる指針が必要である。
- まん延防止のため、24時間体制で防疫作業を行っているが、長期化する場合には、飼養規模や鶏舎構造、作業者の安全等にも配慮した作業運営ができるよう実態に即した指針の見直しが必要である。
- 防疫作業の早期着手を図るため、病性確定前に対策本部を設置することが有効である。
- 防疫作業を迅速かつ的確に実施するために、情報伝達や外部機関との連携も含めた実践的な訓練をしておく必要がある。
- 疑似患畜は、鶏舎単位でなく農場単位とされているが、隔離された鶏舎の取扱いなど、科学的根拠に基づき疑似患畜の範囲を設定することができるよう研究を進める必要がある。

11 米政策の見直しに向けた環境整備

提案先省庁	農林水産省
-------	-------

提案事項

米政策については、平成30年産を目途に見直されることとなったが、生産現場が混乱しないよう、早急に具体的に盛り込まれる内容や工程表を示すこと。併せて、生産者が主体的に経営判断を行えるような情報提供を行うこと。 **新規**

(提案の理由)

現状

- 国は、平成25年12月に「農林水産業・地域の活力創造プラン」をとりまとめ、米政策については、「5年後を目途に、……国が策定する需給見通し等を踏まえつつ生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう……」とされている。
- 平成30年産に向けて、需要に応じた生産が行える状況になるための具体的に盛り込まれる内容や工程表が示されていない。
- 国から「米に関するマンスリーレポート」等の需給に関する資料が公表されているが、生産者が主体的に経営判断を行うには内容が不十分である。

課題

- 県では、平成30年産に向けて、県水田農業振興方針を策定するなど準備を進めているが、行政・生産者団体・現場において不安を抱えている状況であるため、国は早急に具体的に盛り込まれる内容や工程表を示す必要がある。
- 生産者が主体的に経営判断するには、前年の種子注文までに主食用米・非主食用米の需給見通しなど、具体的な作付計画を策定するための資料が必要である。
- 生産者が計画的な資本投資等の経営計画を作るためには、国において、安定した施策を構築する必要がある。

12 畜産収益力強化対策の拡充等

提案先省庁	農林水産省
-------	-------

提案事項

- ① 畜産経営の収益力向上を実現するため、耕種農家の生産する飼料作物を畜産農家が安定的に確保できる環境を整備するとともに、飼料会社等による飼料作物の収集・調製や品質の安定した国産粗飼料の広域流通が促進されるよう補助事業を拡充すること。**新規**
- ② 畜産経営の安定に資するため、肉用子牛生産者補給金、肉用牛肥育経営安定、肉豚価格安定、鶏卵価格安定及び配合飼料価格安定の各制度を維持すること。

(提案の理由)

現状

- 畜産経営の低コスト化による収益力の向上を図るため、水田や遊休農地を活用した国産粗飼料の増産を図る必要がある。
- 耕畜連携による取組においては、耕種農家は安定した販売先の確保を課題とし、その一方、畜産農家は、安定した飼料品質の確保を課題としている。
- 耕種農家と畜産農家だけの取組では、安定した品質の確保や、広域流通を図ることが難しく、飼料作物の大幅な利用拡大が見込めない。
- 飼料会社は安定した品質の飼料を調製する能力を有し、供給先である畜産農家への販売ルートを数多く持つ飼料の広域流通の担い手である。
- 世界的な穀物需給の逼迫や円安の進展による配合飼料価格の高止まりにより、農家の収益性は低下している。また、次世代の担い手を確保するには、安心して経営を継続できるように価格安定対策の維持が不可欠である。

課題

- 畜産経営の収益力向上に有効な耕畜連携による国産粗飼料増産を推進するためには、耕種農家と畜産農家のニーズに応えつつ、供給体制を整備する必要がある。
- 飼料会社が、地域全体で取り組む畜産クラスターの中心的なメンバーとして、飼料の調製・供給を担うことが可能となれば、国産粗飼料の利用拡大が見込めるが、そのためには飼料会社等の参入を促す取組が必要である。
- 今後とも畜産経営の安定を図る上で、価格保証対策関連予算の確保は不可欠である。

【参考】

- ・畜産収益力強化対策（畜産競争力強化整備事業）
本事業の事業実施主体は畜産クラスター協議会となっており、その協議会構成員で、かつ協議会内で中心的な経営体に定められた者（株式会社も含む）が、家畜飼養管理施設等の整備を行えることになっているが、以下のような要件がある。
- ・事業実施要領
 - 第6 対象事業及び対象者
 - 3 取組主体等の組織形態
 - (7) 株式会社（農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体、独立行政法人農畜産業振興機構又は畜産業を営む農家が保有する株式の合計が、当該株式会社の議決権のある株式の総数の過半数であって農業（畜産を含む。以下、この項において同じ。）を主たる事業として営むもの若しくは農業生産法人に限る。）。
- ・肉用子牛生産者補給金制度
肉用子牛の平均売買価格が保証基準価格を下回った場合、補給金を交付。
(平成27年度国の予算額 213億円、平成26年度県内契約頭数 8,431頭)
- ・肉用牛肥育経営安定特別対策事業
肥育牛1頭当たりの粗収益が生産費を下回った場合、その差額の8割を交付。
(平成27年度国の予算額 870億円、平成26年度県内契約頭数 15,500頭)
- ・肉豚価格安定（養豚経営安定対策事業）
肉豚1頭当たりの粗収益が生産費を下回った場合、その差額の8割を交付。
(平成27年度国の予算額 100億円、平成26年度県内契約頭数 57,775頭)
- ・鶏卵価格安定（鶏卵生産者経営安定対策事業）
鶏卵の標準取引価格が補てん基準価格を下回った場合、その差額の9割を交付。
(平成27年度国の予算額 52億円、平成26年度県内契約重量 115,392 t)
- ・配合飼料価格安定対策事業
輸入原料価格が直前1か年の平均価格を上回った場合、その差額を交付し(通常補填)、直前1か年の平均と比べ115%を超えた場合、異常補填金を交付。
(平成27年度国の予算額 121億円、平成26年度県内契約重量 558,517 t)

13 森林整備法人に対する支援の充実

提案先省庁	林野庁
-------	-----

提案事項

森林の多面的機能の持続的発揮に大きな役割を担っている森林整備法人の経営安定化を図るため、次のような措置を取ること。

(1) 地方財政措置の拡充
 県が森林整備法人に無利子貸付を行った場合のその資金調達に係る利子に対する特別交付税措置を拡充すること。

(2) 新たな支援制度の創設
 森林整備法人の健全経営を図るため、県が行う助成措置に対する新たな支援制度を創設すること。

(提案の理由)

現状

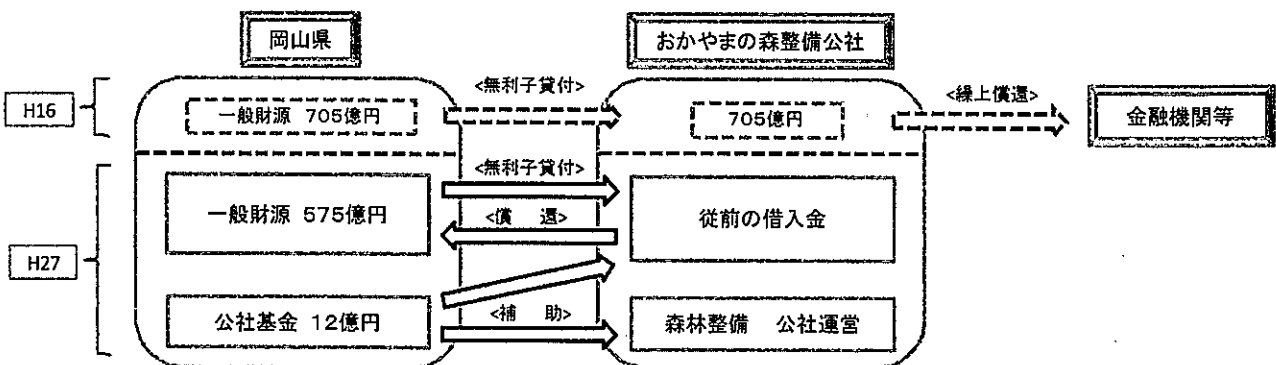
- 森林整備法人である「おかやまの森整備公社」は、昭和40年の設立以来、国の造林施策と相まって、県下の人工造林面積の約15%に相当する約2万5千haの森林資源の造成と山村地域の振興に寄与してきた。
- しかし、木材価格の長期低迷等から公社の経営存続が危ぶまれ、県では公社の債務累増の防止と経営の安定化を図るため、平成16年に約705億円の債務を県の短期無利子貸付に一本化するとともに、運営経費についても借入金から補助金に転換した。
- これにより、公社は環境保全を優先した森づくりに大きく方向転換し、組織体制の見直しや効率的な事業実施によるコスト縮減など経営改善を行い、収入の確保に努めている。

課題

○ 今後、公社経営の安定化を図り森林の多面的機能を持続的に発揮させるには、国においても公社に対する財政支援を一層充実していくことが必要である。

【参考】

○ おかやまの森整備公社に係るH27当初予算措置状況



※一般財源575億円の調達に係るコスト：6億円（長期プライムレート1.05%）

14 成長産業化に向けた木材需要拡大の推進

提案先省庁	林野庁
-------	-----

提案事項

2020年の東京オリンピック・パラリンピックの選手村・競技施設等の建築物にCLT等の新製品を活用するなど、施設の木造化、内装・外装への木材利用を積極的に進め、木材の需要拡大を図ること。

(提案の理由)

現状

- 人工林資源は年々充実してきており、特に本県のヒノキ素材生産量は全国1位である。また、美作地域等は、西日本有数の国産材加工拠点となっている。
- CLTは厚みや幅があるため、高い断熱性、耐火性や強度が期待でき、欧米を中心に中高層の建築物や大規模な商業施設などに利用されている。
- 平成27年度に県内企業が国産材を利用して年間3万 m^3 の生産能力を持つCLT製造ラインを整備する計画があり、更なるCLTの需要喚起が必要となっている。

課題

- 豊かな森林資源を活用して、林業の成長産業化を実現するために、乾燥材等品質・性能に優れた製材品の販路を県内外に広げ、県産材の需要拡大を図る必要がある。
- CLTの普及を進めていくためには、国や地方公共団体が率先して公共建築物等にCLTを利用し、情報発信を行う必要がある。

15 貿易の自由化交渉と国内農政の整合性の推進

提案先省庁	内閣官房、農林水産省
-------	------------

提案事項

(1) 新たな農産物貿易ルールの確立

WTO農業協定の今次交渉及び環太平洋パートナーシップ協定（TPP）・経済連携協定（EPA）・自由貿易協定（FTA）交渉等においては、世界各国の農業の持続的発展が可能となり、「食料・農業・農村基本法」等の国内農政と整合性のある、農産物貿易ルールの確立を図ること。

(2) 包括的経済連携における重要品目への配慮

TPP及びEPAやFTAの交渉に当たっては、米や乳製品など我が国にとって重要な品目を関税撤廃の対象から除外するなど、適切に対応すること。

（提案の理由）

現状

- 農業・農村は、食料の安定供給、地域社会の活力の維持、国土・自然環境の保全などを通じて、我が国の経済社会の発展と国民生活の安定に重要な役割を果たしている。
- 包括的経済連携に関する基本方針では、EPA等の妥結を加速化することとされており、平成27年1月には日豪EPAが発効されたところである。また、TPP交渉や日中韓FTA交渉など、主要な貿易相手国・地域との経済連携強化に向けた取組が進められている。

課題

- 我が国が主張してきた食料安全保障や農業の多面的機能等の非貿易的関心事項が反映され、国内農政と整合性のある、農産物貿易ルールの確立が必要である。
- 米国や豪州と我が国の間には大きな生産格差があり、仮に農産物の関税が完全に撤廃されれば、生産条件の不利な中山間地域を多く抱える本県の農業は、極めて大きな影響を受けるとともに、洪水防止や水源かん養などの多面的な機能も失われるおそれがある。

16 障害者雇用対策の強化

提案先省庁	厚生労働省
-------	-------

提案事項

法定雇用率の達成企業の更なる増加を目指し、障害のある人の雇用の場の確保・拡大のための取組を進めるとともに、一人ひとりの障害特性に応じたきめ細かい支援が必要な発達障害や難病のある人などの就職を促進するため、障害者就業・生活支援センターにおける就業支援担当者の増員など支援体制を一層充実させること。

(提案の理由)

現状

- 平成26年6月1日における県内の民間の障害者実雇用率は、2.16%であり、平成25年4月1日に改定された民間企業の法定雇用率2.0%を上回っているが、法定雇用率達成企業の割合は50.0%と、依然、半数の企業で対応できていない現状である。
- 県内に3箇所ある障害者就業・生活支援センターの1センター当たりの登録者数や相談・支援件数、就職件数は全国的に見ても多いことから、県費でも人員を配置しているところである。
- また、発達障害や難病のある人に対しては、一人ひとりの障害特性に応じたきめ細かい就職支援が必要であるが、個々の企業に雇用経験がない場合が多く、雇用管理のノウハウが蓄積できにくい状況である。

課題

- 依然として半数の企業で法定雇用率を達成できていないことから、障害のある人の雇用の場の確保・拡大を図るため、障害者就業・生活支援センターの支援体制をさらに充実させる必要がある。
- 発達障害や難病のある人の就職支援については、一人ひとりの障害特性に応じたきめ細かい支援を効果的に行う必要があることから、様々なニーズに対応できる人材の充実が必要である。

【参考】

○ 民間企業における障害者の雇用状況

(各年6月1日現在)

年 度	実雇用率		雇用率達成企業割合	
	岡山県	全国	岡山県	全国
平成26年度	2.16%	1.82%	50.0%	44.7%
平成25年度	1.93%	1.76%	47.9%	42.7%
平成24年度	1.82%	1.69%	49.8%	46.8%
平成23年度	1.74%	1.65%	50.1%	45.3%

○ 障害者就業・生活支援センターの就業支援担当者

相談、就職準備、就職、職場定着に至るまでの支援や障害のある人それぞれの障害特性を踏まえた雇用管理等についての事業所に対する助言等を行う。

<就業支援担当者配置状況>

(平成27年4月1日現在)

区 分	国費による配置	県費による配置	合 計
岡山センター	5名	1名	6名
倉敷センター	4名	1名	5名
津山センター	3名	-	3名

<平成25年度における1センター当たりの件数等の全国平均との比較>

区 分	登録者数	相談・支援件数	就職件数
岡山県	651名	6,211件	136.0件
全国平均	392.7名	4,233.8件	54.6件

※県分は岡山県調べ、全国は厚生労働省調べ

17 宇高航路存続への支援

提案先省庁	国土交通省
-------	-------

提案事項

生活交通や物流面で重要な役割を果たしている宇高航路が存続できるよう、効果的な支援制度を創設すること。

(提案の理由)

現状

- 宇高航路は、全国的な幹線道路網を構成する路線の一つとして、岡山市を起点に、玉野市を經由し高松市を終点とする路線として指定された国道30号の海上区間上を運航している。
- しかし、平成20年9月から実施された高速道路料金の大幅な引下げ等によって、宇高航路の輸送量が大きく減少し、平成24年10月からは1社のみでの運航となり、同社の運航便数も平成26年度中に2度にわたって減便されている。(22便→14便→10便)
- こうした状況を踏まえ、国、関係自治体で構成する宇野高松間地域交通連絡協議会(平成22年2月設置)で協議を重ね、対応策について検討を行っている。

課題

- 宇高航路の航路事業者の主要な収益であるトラックの輸送量が大幅に減少し、それに伴い、航路事業者は、減便を重ねており、運航を休止(廃止)することが懸念されている。
- 現行の国支援制度では、離島航路以外の航路について、航路存続に向け有効に活用できる内容となっていないため、災害に強い国土づくりの観点も含め、効果的な支援制度の創設が必要である。

【参考】宇野～高松間航路の輸送動向

(単位：人、台)

区分	旅客		乗用車・バス		トラック	
		前年度比(%)		前年度比(%)		前年度比(%)
平成20年度	1,199,655	△7.7	342,253	△7.6	509,060	△10.6
平成21年度	887,273	△26.0	202,915	△40.7	325,060	△36.1
平成22年度	801,650	△9.7	167,584	△17.4	265,763	△18.2
平成23年度	805,491	0.5	184,383	10.0	241,233	△9.2
平成24年度	627,227	△22.1	149,284	△19.0	188,850	△21.7
平成25年度	425,823	△32.1	106,477	△28.7	147,078	△22.1
平成26年度	293,430	△31.1	89,528	△15.9	75,810	△48.5

「四国運輸局：四国地方における運輸の動き」より

18 中四国横断新幹線・フリーゲージトレインの早期実現

提案先省庁	国土交通省
-------	-------

提案事項

- ① 中四国横断新幹線の早期実現を図ること。
- ② 中四国横断新幹線実現までの段階的な整備として、JR伯備線、JR瀬戸大橋線へフリーゲージトレインを導入すること。
- ③ フリーゲージトレインの導入に当たっては、国による支援制度を創設すること。

(提案の理由)

現状

- 新幹線の整備計画路線のうち、北海道新幹線（新函館北斗～札幌間）、北陸新幹線（金沢～敦賀間）、九州新幹線（諫早～長崎間）の3区間については、平成24年6月に工事実施計画が認可され、現在、工事が進められている。
- フリーゲージトレインについては、基本的な走行性能技術は確立したとの評価が示され、平成25年度には、軽量化を図った新たな試験車両が製作された。また、平成26年度からは、九州新幹線、新八代接続線（軌間変換）、JR鹿児島本線を繰り返し走行する約60万kmの3モード耐久走行試験が実施されている。
- フリーゲージトレインは、九州新幹線・長崎ルートにおいて、初めて導入される予定であり、北陸新幹線においても導入が計画されている。
- 本県では、平成26年度と27年度に鳥取・島根両県と共同して、JR伯備線へフリーゲージトレインを導入する場合の手法や効果、費用等の調査を実施している。

課題

- 国は、整備計画路線の建設促進を最重点課題としており、中四国横断新幹線等の基本計画路線に関しては、特段の動きは見られない。
- フリーゲージトレインの導入に当たっては、既存線路の改良、アプローチ施設の整備に多額の経費が必要であると言われている。

【参考】

○新幹線直通運転化事業調査結果(平成13年3月 日本鉄道建設公団)

地 域	短縮時間(分)	需要増加率 (%)	整備費(億円)
出雲市	22～10	23～13	750～330
高松	12～9	6～5	340～310
徳島	20～7	14～11	1,010～420
松山	21～9	10～6	700～268
高知	25～7	7～3	1,110～400

※新大阪発岡山経由の場合の効果

19 社会資本整備の推進

提案先省庁 内閣府、農林水産省、林野庁、水産庁、国土交通省

提案事項

県民の生命と財産を守り、産業の振興や個性豊かで活力ある地域づくりを進める上で、その基盤となる、河川や道路、農林水産基盤などの社会資本整備に必要な財源を確保・拡充し、その推進を図ること。

- ① ゲリラ的集中豪雨や大型台風に備え、水害を防止するための河川整備
- ② 高潮、津波、土石流、地すべり、がけ崩れ等の災害を防止するための海岸保全施設及び砂防関係施設の整備
- ③ 産業活動を支える幹線道路や日常生活に密着した道路の整備
- ④ 世界につながる海の玄関口としての基盤を強化するための港湾整備
- ⑤ 活力と魅力あふれるまちづくりへの支援
- ⑥ 公共用水域の水質保全及び快適な生活環境を創出するための下水道の整備
- ⑦ 本県農業を支える農業水利施設等と、自然災害から農地や生命を守る防災施設の整備
- ⑧ 自然災害から山地や生命を守る治山施設の整備 新規
- ⑨ 森林の整備及び山村地域の活性化を図るために必要な林道網整備
- ⑩ 水産資源の確保育成と安定供給に必要な漁港、漁場施設の一体的整備
- ⑪ 社会資本に係る長寿命化に資する保全管理の推進

(提案の理由)

現状

- 産業の振興や安心で豊かさが実感できる地域づくりを推進する上で、その基盤となる社会資本の整備は、本県の発展に必要不可欠である。
- 平成27年度の公共事業費については、農林水産省・国土交通省とも、前年度比でほぼ同額の予算が措置されたが、本県に対する内示額は十分な額となっていない。

課題

- 国の公共事業関係費は、平成26年度予算と比較するとほぼ同額が措置されたが、平成21年度予算（前自公政権下）と比較すると16%の減となっており、必要な社会資本整備の遅れが危惧される。
- 地域経済の活性化はもとより、県民の安全の確保や中四国における拠点性を向上させるとともに、食料や木材の安定供給や国土保全など多面的機能を有する農山漁村地域の振興を図る観点からも社会資本の整備が急務である。
- 地方において、安全で快適な生活を実現するための社会資本整備は、依然として不足しており、地方の切実な要望を十分満足できる配分となつてはならず、国、地方がそれぞれの役割分担の中で着実に推進していく必要がある。
- 計画的な実施には、平成28年度以降の当初予算を確保・拡充していく必要がある。